

発議第 5 号

保健所の増設と機能強化を求める意見書

地方自治法第99条及び松伏町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出する。

令和2年6月15日提出

提出者 松伏町議会議員 平野千穂

賛成者 松伏町議会議員 川上力

賛成者 松伏町議会議員 福井和義

松伏町議会議長 増田 等 様

保健所の増設と機能強化を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大という事態を受けて、各地の保健所は帰国者・接触者相談センターのほか、PCR検査、感染者の行動調査、接触者の確認、入院先の調整、健康観察、自粛要請など多岐の業務に取り組み、地域の感染防止対策のうえで重要な役割を果たしています。

しかし、全国保健所長会が今年4月に行った緊急アンケートでも、24時間対応の相談センターの運営は66%が自治体の直営で行われ、そのうち63%は保健所だけで対応するなど、多くの保健所は過大な業務で疲弊しているのが現状です。本県においても県南の6市1町（人口約70万人）を所管する朝霞保健所は40人の職員を擁しますが、8本の電話回線がすべてふさがれる時もあり、土・日もなく活動して同保健所だけで約400件にのぼるPCR検査の検体を県衛生研究所に送っています。このように少ない体制で新型コロナ対策に追われているため、精神保健や難病等の相談、食品衛生、環境衛生、医事・薬事等の監視活動など保健所本来の業務に手が回らないという状況さえ各地の保健所で生まれています。

今回の新型コロナウイルス感染症に限らず、わが国でははしかの患者が毎年10万人以上も発生し、風疹の患者数も世界ワースト4位（2012年WHO調査）、HIV・エイズ患者も増加傾向にあるなど、保健所の増設と機能強化が強く求められる状況にあります。

よって国におかれましては、保健所の増設と専門職員の増員、機能強化をはかるための対策を講じるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により提出します。

令和2年6月15日

埼玉県北葛飾郡松伏町議会

衆議院議長	大島	理森	様
参議院議長	山東	昭子	様
内閣総理大臣	安倍	晋三	様
財務大臣	麻生	太郎	様
総務大臣	高市	早苗	様
厚生労働大臣	加藤	勝信	様